

平成 29 年度 事業報告

(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

当センターは、昭和 54 年 12 月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始しました。

その後、浄化槽法の制定・施行に伴い、昭和 61 年 3 月に改めて千葉県知事の指定を受け、さらには公益法人制度改革の中で、平成 25 年 3 月に公益社団法人としての認定を受け、引き続き、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として、その役割を担ってきました。

この間、千葉県における法定検査の受検率が低迷する中、県・政令市・市町村、関係団体と連携し、受検率の向上を目指し取り組んできたところですが、平成 28 年度に 7 条検査手数料を前納していただきながら定められた期間内に検査を実施できなかった浄化槽の数が、平成 11 年度から 1752 基に及ぶことが確認されました。

以降、通常の実業の遂行に加えて、これら検査遅延の解消に努めてまいりましたが、平成 28 年度での完全な解消には至らず、平成 29 年 3 月 21 日には、県から平成 29 年度の 7 条検査業務の停止及び検査業務を行う期限を平成 30 年 3 月までとする処分を受け、新たな検査機関として指定された一般財団法人千葉県環境財団と分担し、検査業務を担うこととされました。

平成 29 年度は、引き続き県の指導のもと、検査遅延の解消及び再発防止体制の整備に取り組み、さらにその結果を取りまとめ、平成 29 年 9 月に県に報告書を提出するとともに、平成 30 年 4 月以降の検査業務の実施継続に向けて、改めて検査機関としての指定について申請し、平成 30 年 3 月 5 日付けで千葉県知事の指定を受けたところです。

今後は、平成 30 年 4 月から始まる区域割りによる新たな検査体制のもとで、関係機関・団体と連携して、法定検査の受検率の向上に向け、引き続き適正かつ着実な検査業務の推進に取り組んでまいります。

1 会員の異動状況

平成 29 年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ 9 社減少し、190 社となりました。（正会員：9 社減）

区 分	H28 年度 会員数	H29 年度		
		入会	退会	会員数
正会員	196	0	9	187
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	199	0	9	190

(平成 29 年度末現在)

2 総会・理事会等会議の開催

平成 29 年 5 月 31 日に公益社団法人へ移行後の第 5 回定時総会を開催し、平成 28 年度事業報告・決算及び平成 29 年度事業計画・予算等について審議・議決するとともに、役員を選任、外部監査人を設置する定款の一部改正を行いました。

4 月、7 月、9 月、12 月及び 3 月に理事会を開催、執行役員による執行委員会を 7 回開催しました。

理事会においては、外部監査人により業務執行について専門的アドバイスを受けるなど、より確かな業務の運営を図りました。

3 法定検査事業

平成 29 年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 56,452 基（7 条検査 4,714 基、11 条検査 51,738 基（うち 11 条 BOD 検査 20,527 基））で、平成 28 年度実績（49,917 基）に対し 6,535 基、13.1%増となりました。・・・・（市町村別実績は別紙 2 のとおり）

平成 29 年度の事業計画での目標基数（62,000 基）に対しては、7 条検査で目標（2,000 基）を 2,714 基上回り、11 条検査については目標（60,000 基）を 8,262 基下回り、全体では 5,548 基下回ったものの、未検査の浄化槽に対する受検勧奨の取組の強化及び 11 条 BOD 検査の検査依頼方法を簡便化したことにより、検査実施基数の総数は初めて 50,000 基を超えました。

また、法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県並びに浄化槽法の政令市である千葉市、船橋市及び柏市に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

[平成 29 年度法定検査実施基数 (過去 5 か年度の推移)] (単位：基)

年度 検査区分	H29	H28	H27	H26	H25	
7 条検査	4,714	5,578	4,092	5,002	5,208	
11 条 検査	全項目	31,211	29,752	28,608	30,215	30,696
	BOD	20,527	14,587	14,614	13,147	12,488
	小計	51,738	44,339	43,222	43,362	43,184
合計	56,452	49,917	47,314	48,364	48,392	

[平成 29 年度検査区分別判定結果] (単位：基)

検査区分	検査基数	判定結果			
		適正	おおむね適正	不適正	
7 条検査	4,714	2,965	1,275	474	
11 条 検査	全項目	31,211	17,762	12,189	1,260
	BOD	20,527	18,307	2,220	0
	小計	51,738	36,069	14,409	1,260
合計	56,452	39,034	15,684	1,734	

※不適正な判定の主な理由は、保守点検の未実施、消毒剤の不足によるものです。

また、法定検査の効率化を目的に平成 18 年度から導入した 11 条 BOD 検査について、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員に対し、7 月 26 日及び 27 日に講習会を開催し、技術水準の維持・向上を図りました。

4 検査遅延解消に向けた取組み

(1) 現地調査等の徹底

検査遅延浄化槽の管理者や浄化槽の所在等が不明な浄化槽について、現地を訪問し、近隣住人からの聴取及び法務局における建物・土地の登記事項異動について調査を実施しました。

(2) 検査基数の増加

前年度に引き続き、通常の検査業務の適正な実施に加えて検査遅延の迅速な解消を図

るため、1日当たりの検査基数を増加させるとともに、土曜日、日曜日及び休日も検査を行う検査体制としました。

(3) 検査遅延問題の収束に向けた検討委員会の設置

第2回理事会で検査遅延問題の収束に向けた検討委員会の設置について承認を受け、都合3回の検討委員会を開催し、収束方法及び再発防止策を検討の上、県への報告書案をとりまとめました。

(4) 職員のコンプライアンス意識向上のための研修

平成30年1月5日に外部講師を招き、全職員を対象にコンプライアンス研修会を開催しました。

(5) 検査遅延の解消状況

当初確認された検査遅延浄化槽1,752基のうち、平成30年3月31日までに1,525基の検査を実施しました。

残りの検査遅延浄化槽については、浄化槽の未設置・未使用、下水道接続等による廃止、浄化槽管理者の変更等の実態が確認され、それぞれの実情に応じて検査手数料の返金等の手続きを進めました。

5 関係機関との連携協力による受検促進の取組み

千葉県による浄化槽管理者及び不動産業者に対する法定検査受検の徹底・促進を図るための通知及び7条受検案内文書の送付するとともに、平成29年度は、これまで検査実績のある未実施浄化槽に対しても、県の督促文書を受検案内とともに送付し、連携協力した取組みを行いました。

また、関係市による浄化槽管理者に対する法定検査の実施徹底の文書の送付について、連携協力し取り組むとともに、市町村における浄化槽の設置補助制度や維持管理補助制度の的確な運用を図るため、対象浄化槽に関する受検情報の提供を行いました。

さらに、一般社団法人千葉県浄化槽協会における機能保証制度への協力、浄化槽一括契約制度の普及についての一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携など、関係団体と連携協力により、受検促進を図りました。

6 浄化槽基本情報の整備

引き続き千葉県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに

に、浄化槽の設置情報、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付状況、法定検査受検状況等についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

これらデータベースについては、県水質保全課・各地域振興事務所と当検査センター及び千葉県環境財団を結ぶネットワークを構築し情報の共有・活用を図りました。

7 普及啓発等の活動

千葉県・関係団体と連携して、浄化槽管理者等を対象とする「浄化槽講習会」を野田市役所等県内3か所で開催するとともに、「エコメッセ 2017 in ちば」、「第14回印旛沼流域環境・体験フェア」等のイベントに参画し、浄化槽の法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための活動に取り組みました。

また、関係団体と連携し、合併処理浄化槽の適正管理や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて広報啓発するためのパンフレットを作製し、広くその活用・配布に取り組みました。

8 事務局組織体制の充実等

検査の案内・依頼受付から実施、結果に至る業務を総合的に進捗管理する総括管理者の職を設けるとともに業務課にあった連絡調整部門を検査課に組織替えを行い、検査体制の連携・強化を図りました。

公益財団法人日本環境整備教育センター及び浄化槽指定検査機関・関東甲信越ブロック協議会等の外部機関による研修の機会等を活用し、職員の資質の向上を図りました。

また、平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。